

「佐渡島の金山」調査研究支援事業補助金交付要綱

令和8年6月10日 文第492号制定

(趣旨)

第1条 知事は、世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連する文化財の価値を深め、その保存と活用及び未来への継承等に資する調査研究に取り組む個人及び団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の基準)

第2条 この補助金は別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第7条(1)に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第7条(2)に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別して行わなければならないこと。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記様式第1号）に同様式で定める書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を提出するに当たり、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下、「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定及び通知)

第5条 知事は、第4条により提出された交付申請書を審査の上、予算の範囲内において補助金の交付又は不交付を決定し、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

(変更の承認申請)

第6条 第3条(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記様式第2号）に同様式で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第3条(1)又は(2)に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更とする。

(1)経費の変更

事業費の20%に相当する額を超えない変更、又は事業費の20%に相当する額を超える変更であっても補助金の額に影響しない場合。

(2)内容の変更

補助金の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成を効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第3条(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）に同様式で定める書類を添付して、その原因となる事実発生後速やかに、知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第3条(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受理した日から起算して15日以内に、交付申請取下げ書（別記様式第4号）により申請を取り下げることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第5条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消し、通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の支払いを完了しているときは、その者に対して、当該取消しに係る補助金の額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める期日までに、実績報告書兼請求書（別記様式第 5 号）に同様式で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(取得財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、事業により取得した価格が 1 件 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(補助金の支払い)

第 14 条 知事は、第 12 条の規定により提出された実績報告書兼請求書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払い)

第 15 条 補助事業者が補助金の概算払請求書（別記様式第 6 号）を提出し、知事が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払をすることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 第 4 条第 2 項ただし書きに該当する補助金の交付を受けた補助事業者は、第 12 条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書（別記様式第 7 号）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合において、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 10 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。

別表

<p>補助対象事業</p>	<p>世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連する文化財の価値を深め、その保存及び活用並びに未来への継承等に資する調査研究に取り組む個人及び団体、かつ、保存活用推進ネットワーク会員が行う次の事業</p> <p>(1) 世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連文化財の歴史・文化等に関する調査研究</p> <p>(2) 世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連文化財の維持・継承に関する調査研究</p> <p>(3) 世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連文化財の発信に関する調査研究</p> <p>なお、上記(1)～(3)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。</p> <p>(1) 営利を主たる目的とするもの</p> <p>(2) 第三者の著作権、肖像権、所有権その他の権利を侵害するもの</p> <p>(3) 寄付や勧誘を主な目的とするもの</p> <p>(4) 政治活動又は宗教活動に関係するもの</p> <p>(5) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの</p>	
<p>補助対象経費</p>	<p>項目</p>	<p>内 訳</p>
	<p>謝金</p>	<p>講師、専門的知識又は技術を有する者等への謝金 (本補助金申請団体の構成員に対するものは対象外)</p>
	<p>賃金</p>	<p>本事業の業務・事務を補助するために臨時的に雇用した者(アルバイト等)の賃金</p>
	<p>旅費</p>	<p>講師等の旅費、事業実施に必要な補助事業者等の旅費 (旅行内容が確認できるもの)</p>
	<p>使用料 及び 賃借料</p>	<p>会場及び機材借上料、什器、備品等のレンタル・リース料 等</p>
	<p>広告 宣伝費</p>	<p>チラシ等の作成費、印刷製本費 等</p>
	<p>通信 運搬費</p>	<p>チラシ等の郵便代、運送代 (業者による運搬のみ。電話料等の通信費は対象外)</p>
	<p>需用費</p>	<p>事業実施に必要な物品等の購入費 (飲食費、販売目的の物品等を除く。)</p>
	<p>委託費</p>	<p>資料撮影・科学分析・測量委託費、編集委託費 等</p>
	<p>その他 必要と認 める経費</p>	<p>ボランティア保険、イベント保険 等</p>
<p>補助率</p>	<p>予算の範囲内において定額</p>	
<p>調査研究種別 及び 補助限度額</p>	<p>個人研究 (1人が行う調査研究)</p>	<p>50万円(千円未満切捨)</p>
	<p>共同研究 (複数人が共同で行う調査研究)</p>	<p>100万円(千円未満切捨)</p>
<p>事業期間</p>	<p>交付決定日から当該年度3月31日まで</p>	